

自家消費プラン実施要綱

(制定) 令和2年2月21日付31環地地第431号

(改正) 令和2年6月11日付2環地地第90号

(改正) 令和3年3月12日付2環地地第493号

(改正) 令和4年3月31日付3環地地第577号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が太陽光発電による電気の自家消費の増大、家庭における非常時のエネルギー自立性の向上及び本事業を通じて取得したデータ等を都が活用することを目的として行う「自家消費プラン」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、都内の住宅に蓄電池システムを設置する者に対し、当該蓄電池の機器費の一部を助成する。
- 2 都は、1による助成を受けた者に対し、当該助成金の交付を決定した年度から起算して6か年度の間、当該蓄電池システムを設置した住宅における電気使用量等の電気の使用状況に関するデータ（以下「電力データ」という。）及び当該蓄電池システムを設置した家庭における世帯構成等のエネルギー消費に係る基礎的な属性に関するデータ（以下「属性データ」という。）の提供を求め、電力データを活用する都の事業へ利用を行うとともに、太陽光発電による電気の自家消費分に相当する環境価値の譲渡を求め、都有施設で利用する。
なお、電力データ及び属性データの内容は別に定める。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるもの
- 2 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるもの
- 3 環境価値 再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する、二酸化炭素を排出しないという価値

- 4 リース等 契約の名称にかかわらず、貸主が設備を代わりに購入して借主に使用させ、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払うものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。

第4 本事業の具体的な内容

1 蓄電池システムの設置に係る経費の助成

(1) 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のア及びイに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人を除く。

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア） （2）に規定する助成金の交付対象となる蓄電池システム（以下「助成対象機器」という。）を所有し、自らその助成対象機器を使用する者

（イ） （2）に規定する助成対象機器等を所有し、その助成対象機器等をリース等により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器等を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）

イ 助成金の交付決定を受けた年度から起算して6か年度の間、次の内容について同意するもの。

なお、ア（イ）に該当するものにあつては、助成対象機器を使用する者から同意を得ているものとする。

（ア） 助成対象機器を設置した住宅における電力データ及び属性データを都に提供すること。

（イ） 太陽光発電による電気の自家消費分に相当する環境価値を都に譲渡すること。

（ウ） （ア）及び（イ）により都が取得したデータ及び環境価値を2の利活用等に供すること。

(2) 助成対象機器

助成対象機器は、次の全ての要件を満たす蓄電池システムとする。

ア 未使用品であること。

イ 都内の住宅（別に定める要件を満たす太陽光発電システムが既に設置されている住宅又は当該蓄電池システムと併せて当該太陽光発電システムが導入される住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。

ウ 蓄電池システム単体又は蓄電池システムに通信機器等を付加することにより、当該蓄電池システムを設置した住宅の電気使用量等のデータを都に提供できる仕様であること。

エ 当該蓄電池システムの1 kWh当たりの価格が別に定める価格以下であること。

(3) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象機器の機器費とする。

(4) 助成金額

ア 助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1の額とする。

イ 助成対象機器を設置する住宅1戸当たりの助成金の上限額は別に定める額とする。

2 電力データ、属性データ及び環境価値の取得及び活用

(1) 電力データ及び属性データ

都は、提供を受けた電力データ及び属性データ（個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。）について、都における地域分散型エネルギー及び再生可能エネルギー利用の拡大に関する施策の検討、電力データを活用した行政課題の解決に関する施策の検討及び東京データプラットフォーム構築に関する施策の検討に活用するとともに、各検討における分析結果を統計処理し、必要に応じて公表する。

(2) 環境価値

都は、譲渡を受けた環境価値を都有施設で利用する。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付及び電力データ等の取得を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請の募集は、令和2年度から令和3年度まで行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和2年度から令和4年度まで行う。
- 3 第4による電力データ、属性データ及び環境価値の取得は、令和2年度から令和10年度まで行う。
- 4 第4による電力データ及び属性データの利活用は、令和2年度から令和15年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（令和 2 年 2 月 21 日付 31 環地地第 431 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 11 日付 2 環地地第 90 号）

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日付 2 環地地第 493 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日付 3 環地地第 577 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。